

区職員による生活保護受給者の預金等着服事案に係る再発防止策取組状況について

1 経緯

平成29年10月30日に、健康福祉部生活福祉課職員（以下、「当該職員」という）による生活保護受給者の預金等の着服事案が発覚した。当該職員や関係職員への事情聴取及び当該職員が担当した受給者の金銭管理の状況などを約1か月間、調査した結果、平成20年8月から29年11月までの9年3か月間にわたり、5世帯分440万円余の着服が行われていた。

これを受け、平成29年11月22日健康福祉部職員と有識者で構成する「生活保護受給者預金等着服事案に係る再発防止委員会」（以下、「再発防止委員会」という。）を設置し、事案の調査結果に基づき発生原因を究明し、組織管理上の問題点を抽出して再発防止策を策定した。

	再発防止委員会	議会報告等
平成29年11月1日		プレス発表
平成29年11月9日		生活福祉委員会 ・着服事案報告
平成29年11月22日	第1回委員会開催 ・事実関係及び調査結果の確認 ・再発防止策の方針を決定	
平成29年11月28日		生活福祉委員会 ・着服事案報告
平成29年11月29日		生活福祉委員会 ・陳情 再発防止(新規)→(継続扱い)
平成29年12月8日	第2回委員会開催 ・事案の発生要因、組織の問題点の整理 ・再発防止策の検討	
平成29年12月13日	第3回委員会開催 ・再発防止策の検討	
平成29年12月22日	第4回委員会開催 ・再発防止策のまとめ	
平成30年1月10日		生活福祉委員会 ・再発防止策報告
平成30年2月7日		陳情 再発防止の取り下げ (撤回承認は平成30年2月26日)
平成30年2月14日		生活福祉委員会 ・和解報告
平成30年2月16日	第5回委員会開催 ・再発防止策の進捗について	
平成30年2月27日		企画総務委員会 ・和解議案
平成30年5月7日	第6回委員会開催 再発防止策の取組状況について	

2 取組状況

(1) 生活保護業務における金銭管理に係る仕組み等、事務処理の見直し

ア 金銭管理事務処理基準の見直しと周知徹底（平成29年度から）

金銭管理事務処理基準において、原則として地区担当員が現金を扱わないこととしていたが、通帳等については定めていなかったため、私的に通帳等を保管し着服が行われたものである。このため、生活福祉課内に実務者レベルの「金銭管理事務プロジェクトチーム」を立ち上げ、平成30年1月から3月まで9回にわたり検討し、金銭管理事務処理基準の見直しを行った。

○これまで定めていなかった通帳等の取扱いについて、現金の取扱いと同様に地区担当員が原則として取り扱わないことを定めた。

○通帳等や現金を例外的に扱う場合の方法について定めた。

○生活保護費の取扱いのほか、新たに生活保護費以外の事務事業で現金等を取扱うものについて定めた（緊急援護給付金、行旅病人・行旅死亡人、応急福祉資金等）

○訪問の現場で意図せずに現金や通帳等を取扱う状況が発生した場合の、対処方法について定めた。

イ 保護台帳の記録事項の明確化とチェックリストの活用による状況確認の徹底（平成29年度から）

長期入所及び長期入院している受給者の生活状況や金銭管理の状況について、これまで担当者の判断による記載としてきたものを、組織として把握できるように定期訪問後に保護台帳に記録すべき事項を統一的に定めるとともに、金銭管理の相互牽制機能を持たせることを目的に、以下のチェックリストを、金銭管理事務処理基準に加え、確実に保護台帳への記録を行うことを徹底した。

○地区担当引継表（手当受給資格チェック項目を含む）

○長期入院入所者訪問記録テンプレート

○転居確認訪問記録テンプレート

○死亡廃止時の決裁における関係文書チェックリスト

○金銭管理支援事業支援対象者処理経過リスト

上記ア、イに係る金銭管理事務処理基準改正（案）の改正点や記載方法等について、平成30年3月23日開催の課内の事務研究会（係長、地区担当員、非常勤職員 計40名）において、周知徹底を図った。

これにより、ベテラン職員をはじめ新人、異動者が課としての金銭取扱いの重要性を再認識する事で、再発防止策としての効果が期待できるものである。また、各チェックリストとその内容を確実に保護台帳へ記録することにより、保護係長（査察指導員）、課長の詳細な確認ができ、再発防止につながるとともに、死亡廃止時の決裁における関係文書チェックリスト、金銭管理支援事業支援対象者処理経過リストを使用することにより、事務処理の遅れも無くなり、常に管理機能が働くようになった。

特に、地区担当引継表は、年度の節目に行う為、被保護者の状況（手帳資格等）を定期的に確認する事ができるので、再発防止につながるものである。

平成 30 年 4 月 1 日付けで改正した金銭管理事務処理基準により運用を開始した。

今後も、課内の事務研究会や研修等の中で、定期的な周知徹底に努めていくとともに、システムを活用してチェックリストを一元的に管理できる体制について、引き続き検討していく。

ウ 「生活保護のしおり」に、「訪問時に地区担当員が金品を預かることはない」旨を明記（平成 29 年度から）

生活保護制度の概要や権利及び義務を記載した受給者向けの「生活保護のしおり」に、「訪問時に、地区担当員が金品を預かることはない」旨を明記し、地区担当員のほか、受給者においても認識することで、チェック体制を拡大することができる。

平成 30 年 1 月、「生活保護のしおり」に記載し、地区担当員への周知徹底を図るとともに、生活保護の新規申請者や生活保護受給者との面談の際に手渡すなど、周知を図った。

これにより、地区担当員が、訪問時に買物や支払などのために現金や通帳等を預かることを被保護者から依頼されても、正当に断わることができ、かつ被保護者も、地区担当員に安易に金銭管理を依頼する事も無くなり、適切な業務遂行につながった。

引き続き、事務研究会や課内研修等において、周知徹底を図っていく。

（2）組織としての管理体制の強化

生活保護受給者の金銭管理状況について、係長（査察指導員）や課長による確認が不十分であったと考えられることから、査察指導体制の充実を柱に組織としての管理体制を以下のとおり強化した。

ア 金銭管理に係る事務処理の確認の徹底（平成 29 年度から）

保護係長（査察指導員）による、金銭出納簿や通帳等の所在確認について、これまで以上に徹底して行うため、毎月遅滞なく決裁をするとともに、金銭管理申込書等の金品の預かりに関する書類は、これまで生活保護受給者ごとに保管していたものから、管理係のキャビネット内に一括して保管し、一元管理することとした。

また、平成 30 年度からは、保護係長（査察指導員）と、新設された自立支援・出納係長（査察指導員）によるダブルチェックを開始し、チェック体制を強化した。

イ 金銭管理支援委託事業の活用の徹底（平成 29 年度から）

金銭管理が難しい受給者に対して、委託事業により金銭管理支援事業を実施している。これまで、支援事業の開始時のみに保護係長（査察指導員）が関与していたが、支援事業を必要な受給者が確実に利用できるように、対象者の把握、支援開始・終了に向けた進行管理等においても保護係長（査察指導員）が行うようにした。

これに、平成 30 年度からは、自立支援・出納係長（査察指導員）による関与を加えて一元的管理を開始した。

また、支援事業の対象を短期入院の受給者等、単発的な利用の拡大に向けて進めていくこととした。

これにより、金銭管理支援事業が真に必要な受給者を精査し、効果的な支援事業が実施できるとともに、平成30年度からは複数のチェック機能が働き、地区担当員の事務処理の進行管理を適切に把握することができ、再発防止に向けて指導育成も行いやくなつた。

ウ 各種手当の受給状況の確認体制の確立（平成30年度から）

心身障害者福祉手当等、最低生活費に係る収入認定として扱わない手当を含め、各種手当の受給状況の確認の徹底による不正防止と受給者支援の充実を図るために、関係各課と定期的に確認することとした。特に、心身障害者福祉手当については、障害福祉課と受給状況の情報共有を図り、生活保護受給者への正確な反映につなげることとした。

これにより、収入認定として扱わない手当も把握することによって、受給者の生活状況をより的確に把握することができるとともに、金銭管理が必要な方の情報も、組織としてより共有しやすくなり、不正防止と受給者支援への充実につながるものである。

エ 担当地区引継ぎの仕組みの確立（平成30年度から）

同一の地区は2年を超えて担当しないこととし、年度当初の引継ぎについて、2か月以内に担当を引き継ぐことを原則として、引継ぎ期間が2か月以上となる場合は、「地区担当外リスト」により、係長（査察指導員）、課長の決裁による管理を徹底することとした。その後、1か月毎に係長（査察指導員）が確認し、引継ぎが完了した時点で改めて決裁を受けることにより、引継ぎを確実に行う流れとした。

また、年度途中における受給者の区内転居の場合は、「地区担当外リスト」により、1か月以内に担当を引き継ぐことを原則として、運用を開始した。

これにより、2年という限定される期間のため、地区担当員と被保護者との関係に一定の距離が保たれ不正等の防止につながる。また、2年に一回、新旧担当者2名による引継ぎ訪問により、その都度、金銭管理の必要性や手当受給状況を確実に確認できるため、再発防止につながるものである。

また、引き継ぎ期間が2か月以上となる場合、係長（査察指導員）、課長の決裁を受けることにより、引継ぎの有無が、明確に組織として把握できる。

（3）職員の倫理意識、資質等の向上に向けた取り組み

ア 生活保護業務における研修の強化（平成29年度から）

職員の生活保護制度の理解を深めスキルアップを目的とした研修と、倫理観の保持や職務に対するやりがいを醸成するための研修を、国や東京都の実施する研修を積極的に活用しながら体系的に実施していく。このため、年間研修計画について、課内の「研修プロジェクトチーム」において検討し、再発防止委員会に報告した。その上で、職員育成方針及び年間研修計画も含めて、平成30年度の生活保護実施方針（案）を作成し、東京都の確認を経て決定した。今後、この方針に沿って職員の育成に向けて取り組んでいく。

また、本課で任用している自立支援相談員（大学教授）を活用し、公務員としての倫理意識や人権意識に関する職場研修の充実を図っていく。

平成 29 年度課内研修の主な実績

- 生活福祉課の組織や仕事（4月27日 7名参加）
- 福祉施設見学（4月20日、26日 12名参加）
- 生活保護制度の基礎知識（4月12日、5月10日 11名参加）
- 自立支援について（5月17日 11名参加）
- 生活保護OA研修（5月26日 7名参加）
- 年金改定について（6月6日 7名参加）
- 稼働収入の認定について（7月20日 7名参加）
- 記録について（ケースワークとの関わりから）（8月1日 7名参加）
- 医療扶助・介護扶助・経理事務に関すること（10月26日 7名参加）
- 生活保護法第63・78条について（2月1日 7名参加）
- 子どもへの支援・次世代育成について（2月8日 7名参加）
- 生活保護現場における危機管理・金銭管理（3月7日 44名参加）

このほか、東京都主催による福祉事務所地区担当員及び査察指導員の研修にも参加した。

平成 30 年度課内研修の主な計画

- 自立支援について（4月18日 8名参加）
- 職員の服務、倫理（4月19日 8名参加）
- 生活福祉課の組織と仕事（4月19日 8名参加）
- 生活保護制度の基礎知識（4月25日 8名参加）（5月9日 9名参加）
- 福祉施設見学（5月18日、30日 12名参加）
- 生活保護OA研修
- 年金改定等について
- 稼働収入の認定について
- 記録について（ケースワークとの関わりから）
- 医療扶助・介護扶助・経理事務に関すること
- ケースワークに必要な基礎知識習得の研修
- 生活保護法第63・78条について
- 専門家等による職場研修
- 金銭管理に係る研修

このほか、東京都主催による福祉事務所地区担当員及び査察指導員の研修にも計画的に参加していく。

イ 区における研修の充実（平成 30 年度から）

区では、「目黒区人材育成・活用基本方針」を策定し、高い倫理観と責任を備えた自ら行動する職員の育成に取り組んできた。採用時には倫理制度の理解促進を図るとともに毎年職層を変えて倫理研修を実施してきたところである。

平成 30 年度に行われる区が主催する管理職、係長を対象とした公務員倫理研修（講師養成）や、全職員を対象とした特別研修「公務員倫理」に計画的に参加させるとともに、課の職場研修と合わせて倫理意識の向上を図っていく。

これにより、公務員の不祥事に対する当事者意識を醸成し、不祥事の防止策について考えさせ、不正の起こりにくい組織づくりに努めていく。

（4）職場風土、職場環境の改善（平成 29 年度から）

三度と不正の起こらない職場とするためには、これまで以上に係長（査察指導員）や課長に相談しやすい風通しの良い職場環境と、上司が地区担当員の業務を十分に把握して、チェック機能が適正に働くことが重要である。また、職員一人ひとりが生活保護制度の目的実現に対する意識を高め、意欲的かつ主体的に職務を行い、誇りを持って仕事が続けられる職場環境を目指していく必要がある。

このため、月 1 回開催している事務研究会をはじめ、ケース診断会議や係長会議、係内ミーティングなど、あらゆる機会を通じて、積極的に情報の共有、活発な議論や意見交換を進めてきた。

平成 30 年度以降も、報告や相談にとどまらず職員同士が活発に議論し、組織目標の達成に向けて、職員が問題意識を持って職務を遂行できるよう、意識啓発を継続的に進めていく。また、執務室の配置見直しについては、平成 30 年度に検討を予定している、健康福祉部内の組織見直しに合わせて検討していくこととした。

（5）組織執行体制の見直し（平成 30 年度から）

ア 地区担当員の配置数の見直し

東京都生活保護法施行事務指導検査（5 月 1 日基準日）における生活保護世帯数は 2,417 世帯であり、社会福祉法第 16 条に基づく職員の標準数は 31 名となっている。平成 30 年度から地区担当員 1 名が増員され、常勤の相談援護係の面接員及び各保護係の地区担当員の総数は 31 名となり、職員の標準数を確保した。

法に定められた標準数を確保することで、地区担当員が担当する世帯数が一定に保たれ、被保護者への支援が適切に行えるものである。

イ 査察指導体制の強化

これまで各保護係長（査察指導員）が金銭管理や各種手当の受給状況、受給者の自立支援プログラムに係る査察指導を行ってきたが、平成 30 年度から専任で行う職として、自立支援・出納係長（査察指導員）が新設された。

これにより、各保護係長（査察指導員）が地区担当員の指導に専念できる環境が整うとともに、自立支援・出納係長（査察指導員）と保護係長（査察指導員）が連携し、金銭管理等の査察指導体制の強化が図られた。今後、保護係長（査察指導員）による地区担当員の指導の一層の強化に向けて取り組んでいく。

ウ 経理担当によるチェック体制の強化

査察指導体制の強化と併せて、生活保護扶助費の支出を管理する経理担当のチェック業務について精緻に実施することが重要である。このため、経理事務の職員体制の強化については、現在検討を進めている、健康福祉部内の組織見直しに合わせて、課内の執行体制を再編するなど、今後も体制強化に向けて検討していく。

(6) 全庁的な服務規律保持の強化（平成30年度から）

区では、昭和49年に定めた職員の服務に関する規程をはじめ、平成18年には服務監察規程の制定、区政の透明性向上のための3制度の運用開始など、不正行為に対する実効性のある制度運営を図ってきた。また、平成22年に懲戒処分指針を制定し、職員の非違行為に対しては、服務規律確保について全職員に通知し、周知徹底に努めてきた。

今回を機に、更なる不正防止のため、全庁的な予防監察の実施について、現在、他自治体の先行事例等を参考に、具体的な実施体制の整備を進めているところである。

これにより、不正行為を行わない、起こさせない組織体制づくりを目指していく。

3 再発防止に向けた継続的な取組

着服事案発生に伴い、平成30年2月21日及び22日に東京都福祉保健局による特別指導検査を受け、指摘事項はなかった。その後、2(3)アのとおり、平成30年度の生活保護実施方針（案）について、東京都の確認を経て決定した。

今後も、引き続き適切な事務処理に努めるとともに、再発防止委員会において、平成30年9月を目途に検証を行うこととし、その後も定期的な検証及び必要な改善に向けて継続的に取り組んでいくこととする。

4 今後の予定

平成30年9月 再発防止委員会において取組状況（上半期）を検証
以 上